

駐留軍用地使用裁決申請等事件

○那覇港湾施設ほか8施設に係る審理（第2回）

審 理 記 錄

日時：平成21年12月1日（火）

午後1時15分～4時5分

場所：浦添市てだこホール 市民交流室

駐留軍用地使用裁決申請等事件(那覇港湾施設ほか8施設)に係る

第2回公開審理

日時 平成21年12月1日(火)

午後1時15分～4時5分

場所 浦添市てだこホール市民交流室

(午後1時15分 開会)

○當真会長 それでは、定刻となりましたので、これより沖縄防衛局長から平成21年3月27日に使用裁決申請及び明渡裁決申立のあった、キャンプ・ハンセン、キャンプ・シールズ、トライ通信施設、牧港補給地区、陸軍貯油施設、嘉手納弾薬庫地区及びキャンプ瑞慶覧、以上、7施設に係る第1回審理、並びに平成20年6月16日に使用裁決申請及び明渡裁決申立てのあった、那覇港湾施設及び普天間飛行場に係る第2回審理を開催いたします。

まず、審理を行う収用委員を紹介いたします。

私は、新しく会長となりました當真良明です。よろしくお願ひいたします。

それから、会場の皆さんから向かって左側から、兼島雅仁会長代理、仲程通良委員、右側が島袋秀勝会長代理、大城保委員、武田昌則委員です。

まず、公開審理の運営について基本的な考え方を述べさせていただきます。

収用委員会は、独立した準司法的な行政委員会として、「公共の利益の増進と私有財産との調整を図る」という土地収用法の基本理念の下に、起業者及び土地所有者等のいずれにも偏らない公正・中立な立場で審理を行います。

ここで審理進行についてのお願いがあります。まず、審理会場におきましては、携帯電話の電源を切るなど、またマナーモードにするなどしていただきます。それから、定められた場所以外には立ち入らないでください。また、報道関係者以外の方の写真撮影及び録音はご遠慮ください。入場の際に審理会場における注意事項を配布しておりますので、ご覧ください。審理がスムーズに進行できるように、皆様のご協力をお願いいたします。

また、審理記録の作成のために必要ですので、発言者はマイクを使用し、土地所有者または代理人の方は、ご自分の氏名を、沖縄防衛局の方は職名及び氏名を述べてから発言してください。

それから、本日の審理の進め方ですが、まず最初に、沖縄防衛局から、キャンプ・ハンセン、キャンプ・シールズ、トライ通信施設、牧港補給地区、陸軍貯油施設、嘉手納弾薬

庫地区及びキャンプ瑞慶覧に係る使用裁決申請及び明渡裁決申立の申請理由の説明をしていただきます。

その後、途中、15分程度休憩をはさみまして、午後4時に終了する予定です。その後、証明事項等に移る予定です。

それでは、早速ですが、沖縄防衛局のほうから、申請理由の説明をお願いしたいと。

○有銘政夫(普天間基地土地所有者) ちょっと会長。この理由書は、きょうはもらえないとですか。

○フロア 事前にもらっていると言いますよ、いつも。これは会場に渡さないで説明でありますか。

○當真会長 ちょっとお待ちください。

今、確認しましたところ、事前に代表の方にはお渡ししてあるということです。

○フロア 全員に渡さんと。

○當真会長 ですが、予備が若干ありますのでそれをお配りしたいと思います。今回の経緯は以上のようにですが、とりあえず予備の理由書がありますので、それをご覧いただけますか。よろしいでしょうか。

○フロア これは短い、これだけで全部ですか。

○當真会長 ページ数的には8ページになっているかと思います。よろしいですか。

じゃ、始めさせていただきます。防衛局、どうぞ。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 沖縄防衛局管理部長をいたしております赤嶺邦男と申します。よろしくお願ひをいたします。

それでは、起業者側を代表いたしまして、使用申請の理由などについてご説明をさせていただきます。

使用の裁決の申請理由でございます。駐留軍の用に供するため、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法、これを「駐留軍用地特措法」と述べさせていただきますが、この法律に基づきまして、貴収用委員会から平成22年12月31日までの使用の裁決を得て使用いたしております、キャンプ・ハンセン、嘉手納弾薬庫地区、キャンプ・シールズ、トライ通信施設、キャンプ瑞慶覧、陸軍貯油施設及び牧港補給地区の一部土地につきましては、使用期間満了後も引き続き駐留軍の用に供する必要がある土地でありまして、その土地所有者の方々と賃貸者契約の合意

を得て使用できる見込みがないことから、平成21年3月27日、貴収用委員会に使用の裁決の申請及び明渡裁決の申立てを行ったところであります。

以下、その申請理由などについてご説明をいたします。

裁決申請理由についてでございます。

日米安全保障体制は、我が国を含むアジア太平洋地域の平和と安定を確保するために必要不可欠な枠組みとして機能しており、また、我が国への駐留軍の駐留は、我が国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に今後とも寄与するものであります。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の目的達成のために、我が国に駐留している駐留軍の存在は、日米安全保障体制の中核をなすものであり、駐留軍の活動の基盤となる施設及び区域を円滑かつ安定的に提供することは、我が国の条約上の義務であります。

駐留軍に施設及び区域として提供する必要がある民公有地につきましては、土地所有者の方々との合意により使用権原を取得することが基本であると考えております。土地所有者との合意が得られるよう努めておりますが、合意が得られない場合には、条約上の義務を履行するため、やむを得ず駐留軍用地特措法に基づき使用権原を取得させていただいて、使用しているところでございます。

沖縄防衛局長は、貴収用委員会から、平成22年12月31日までの使用裁決を得まして、キャンプ・ハンセンなど7施設の一部土地の、平成23年1月1日以降の使用につきまして、土地所有者の方々と賃貸借契約の合意が得られるよう努めてきたところでありますが、合意を得て使用できる見込みがないことから、平成21年3月27日、貴収用委員会に使用の裁決の申請及び明渡裁決の申立てを行ったものでございます。

次に、裁決申請までの手続きについて申し上げます。

沖縄防衛局長は、キャンプ・ハンセンなど7施設の一部土地の平成23年1月1日以降の使用について、土地所有者の方々と賃貸借契約の合意を得て使用できる見込みがないことから、平成20年7月28日、駐留軍用地特措法第4条第1項の規定に基づきまして、土地所有者及び関係人の方々に対しまして意見照会を行った上で、同年9月29日、これらの土地につきまして防衛大臣に使用認定のための申請書を提出いたしました。

この土地につきましては、同年11月7日、駐留軍用地特措法第5条の規定に基づきまして、防衛大臣の使用の認定が行われ、同法第7条第1項の規定に基づき、沖縄防衛局長へその旨の通知がなされまして、同年11月12日、防衛大臣による官報告示が行われました。

防衛大臣から、使用認定の通知を受けた沖縄防衛局長は、同日付けで駐留軍用地特措法第7条第2項の規定に基づきまして、当該使用認定に係る土地の所在する市町村内の7カ所の公民館などにおきまして、土地などの調書及び図面の縦覧を開始いたしました。同年11月12日には、同法第7条第2項の規定に基づきまして、使用しようとする土地の所在、種類及び数量を官報で公告するとともに、沖縄タイムス及び琉球新報に沖縄防衛局長の公告は同日付けの官報に掲載されていること、及び土地の所在する市町村内の公民館などにおいても公告することを掲載いたしました。

また、沖縄防衛局長は、同年11月13日、駐留軍用地特措法第7条第2項の規定に基づきまして、土地所有者及び関係人の方々に対しまして、防衛大臣による使用の認定があつたこと、並びに使用しようとする土地の所在、種類、数量を通知するとともに、駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法(昭和26年法律第219号)第28条の2の規定に基づきまして、補償等についてのお知らせを送付いたしました。

沖縄防衛局長は、防衛大臣の使用の認定後、駐留軍用地特措法第14条の規定により適用されます土地収用法第36条第2項の規定に基づきまして、土地調書及び物件調書の作成のため、平成20年12月18日、土地所有者の方及び関係人の方々に対しまして、文書により土地の所在する市町村内の公民館などにおきまして、平成21年1月17日及び18日に立会並びに土地調書及び物件調書に署名押印することを求めてまいりましたが、これらの土地のすべての土地所有者の方々及び関係人の方々から、立会及び署名押印は得られませんでした。

このことから、沖縄防衛局長は、同年1月26日、同条第4項の規定に基づき、防衛大臣に立会及び署名押印することを求め、同年1月27日、防衛大臣は立会及び署名押印する者を指名いたしまして、同年2月3日には、指名された者が立会及び署名押印を行いました、土地調書及び物件調書を作成いたしました。

沖縄防衛局長は、駐留軍用地特措法及び土地収用法に基づく裁決の申請などに必要な手続き並びに書類の作成を完了したことから、平成21年3月27日、貴収用委員会に対しまして本件土地の使用の裁決の申請及び明渡裁決の申し立てを行ったところでございます。

次に、裁決申請に係ります施設及び土地の概要について申し上げます。

キャンプ・ハンセンなど7施設の使用の裁決に係ります土地の所有者数でございますが33名、筆数にいたしまして49筆でございまして、土地の実測面積は3万3,174.30m²とな

っております。当該裁決申請をいたしました土地は、それぞれの施設全体と有機的に一体として機能しているものでありまして、その状態は平成 23 年 1 月 1 日以降も変わらないものであります。

これら土地の裁決申請に係ります概要は、次のとおりでございます。説明にあたりましては、施設名、その所在する市町村名、それから施設の概要、所有者数、筆数、使用しようとする土地の実測面積及び使用の方法の順に述べさせていただきます。

キャンプ・ハンセンは、金武町、恩納村、宜野座村、そして名護市の 4 市町村に所在をいたしております。現在、海兵隊キャンプ・バトラー基地司令部管理の下、第 3 海兵師団第 3 戰闘工兵大隊、第 3 海兵師団第 12 海兵連隊及び第 3 海兵兵站群 3 医療大隊等が使いたしております。

本件土地の所有者数でございますが 5 名でございまして、筆数は 12 筆となっております。土地の実測面積といたしまして 5,984.48 m² となっておりまして、事務所・隊舎地区の隊舎用地等及び訓練場地区の訓練場用地として使用をいたしております。

次に、嘉手納弾薬庫地区でございます。嘉手納弾薬庫地区は、沖縄市、読谷村、嘉手納町、うるま市、そして恩納村の 5 市町村に所在をいたします。現在、第 18 航空団第 18 支援群司令部及び海兵隊キャンプ・バトラー基地司令部管理の下、第 18 航空団第 18 兵站群第 18 弾薬中隊、それから海軍兵器部、米国陸軍第 505 燃料補給大隊などが使用をいたしております。

本件土地の所有者数でございますが、11 名でございます。筆数は 8 筆となっております。土地の実測面積ですが、5,469.81 m² となっておりまして、弾薬庫保安用地として使用をいたしております。

次に、キャンプ・シールズでございますが、キャンプ・シールズは沖縄市に所在をいたしまして、現在、在沖米海軍艦隊活動司令部及び第 18 航空団第 18 支援群管理の下、海軍機動建設大隊などが使用をいたしております。

本件土地の所有者数は 1 名でございまして、筆数も 1 筆でございます。土地の実測面積は 1,473.03 m² となっておりまして、倉庫及び駐車場敷地として使用をいたしております。

次に、トライ通信施設でございます。トライ通信施設は読谷村に所在をいたしまして、現在、米国陸軍第 10 支援群司令部管理の下、米陸軍第 1 特殊部隊群第 1 大隊、それから在日米陸軍通信部隊通信大隊等が使用しております。本件土地の所有者数は 2 名でございまして、筆数も 2 筆でございます。土地の実測面積は 983.55 m² となっておりまして、電磁障

害除去地として使用をいたしております。

次に、キャンプ瑞慶覧でございますが、キャンプ瑞慶覧は、宜野湾市、北谷町、北中城村、沖縄市、そしてうるま市の5市町村に所在をいたします。現在、海兵隊キャンプ・バトラー基地司令部管理の下、第3海兵役務支援群第3支援大隊、それから第1海兵航空団司令部、米国陸軍第58通信大隊司令部などが使用をいたしております。

本件土地の所有者数でございますが、10名でございます。筆数は18筆です。土地の実測面積でございますが、1万4,941.86m²となっております。これは住宅地区としての家族住宅敷地、それから家族住宅用地、駐車場敷地、道路敷地、排水路敷地等、それから隊舎・倉庫・工場地区としての通信隊舎用地、道路敷地、駐車場敷地、倉庫敷地、資材置場用地、排水路敷地、グラウンド用地、教会用地、排水路敷地等でございます。それから、厚生施設地区としましての売店敷地、道路敷地、駐車場敷地として使用をいたしております。

次に、陸軍貯油施設でございます。陸軍貯油施設は北谷町などに所在をいたしまして、現在、米国陸軍第10支援群司令部管理の下、米国陸軍第505燃料補給大隊が使用をいたしております。本件土地の所有者数は2名の方でございます。筆数は4筆でございます。土地の実測面積でございますが、2,856.20m²となっておりまして、貯油タンク用地として使用をいたしております。

次に、牧港補給地区でございますが、牧港補給地区は浦添市に所在をいたします。現在、海兵隊キャンプ・バトラー基地司令部管理の下、第3海兵兵站群、司令部・本部役務大隊等が使用いたしております。本件土地の所有者数でございますが、2名でございます。筆数は4筆でございまして、土地の実測面積は1,465.37m²となっております。これは事務所・倉庫・工場地区の車両整備工場敷地及び住宅・隊舎・資材置場地区の家族住宅敷地、資材置場敷地、道路敷地、排水路敷地として使用をいたしております。

次に、使用期間について申し上げます。

現在、日米両国政府とも日米安全保障条約を終了させることは考えておらないわけでございまして、駐留軍の駐留は今後も相当長期間にわたるものと考えられます。その活動基盤であります施設及び区域は、今後も長期間にわたり使用されるものと考えられております。

このため、沖縄防衛局長は平成21年3月27日、キャンプ・ハンセンなど7施設の一部土地について、今後とも円滑かつ安定的な使用の確保を図る必要がありますことから、使用期間を平成23年1月1日から10年間として裁決申請をいたしたものでございます。

次に、損失補償金について申し上げます。

損失補償金は、駐留軍用地特措法第 14 条の規定により適用されます土地収用法第 71 条の規定に基づきまして、使用しようとする本件土地の面積に地代単価を乗じて算出した金額に、複利年金現価率を乗じて算出をいたしております。

地代単価でございますが、地代単価は不動産鑑定士に平成 20 年 11 月 12 日の使用認定の告示日の時点におきますところの土地の正常賃料の鑑定評価を依頼いたしまして、その評価額といたしております。

複利年金現価率は、10 年間の使用期間に係る年利率を 5 % として算出をいたしました。

次に、権利取得の時期について申します。

裁決申請書に記載した権利取得の時期及び明渡申立書に記載した明渡の期限は、平成 23 年 1 月 1 日であります。

以上、ご説明をいたしましたが、キャンプ・ハンセンなど 7 施設の一部の土地につきましては、現在、施設及び区域として駐留軍の用に供しております土地であります。引き続き駐留軍の用に供する必要のあるものであります、平成 23 年 1 月 1 日以降の使用につきまして、土地所有者の方々と賃貸借契約の合意が得られる見込みがありませんことから、同日以降の使用権原を取得するために、駐留軍用地特措法に基づく手続きを進めまして、平成 21 年 3 月 27 日に本件使用の裁決の申請及び明渡裁決の申し立てを行ったものでございます。

これらの土地は、キャンプ・ハンセンなど 7 施設の一部として必要不可欠な土地でございますことから、当局といたしましては、申請及び申し立てのとおり貴収用委員会の裁決がなされることを切に願っているものであります。

以上で、キャンプ・ハンセンなど 7 施設の裁決申請理由の説明を終わらせていただきますが、あわせましてお願いの儀でございます。第 1 回公開審理におきまして、裁決申請理由を述べまして、普天間飛行場と那覇港湾施設の使用期限がこの 12 月 31 日で満了をいたします。当局といたしましては、期限内の裁決を貴収用委員会からいただけるよう重ねてお願いを申し上げる次第でございます。以上でございます。

○フロア 期限は関係ないよ、公正にやるべきだよ。

○當真会長 はい、説明、ご苦労様でした。

さて、ただいまの申請理由の説明等について何か確認等がございますか。確認がなければ証明のほうに移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、求釈明のほうに移りたいと思います。本日の進め方ですが、求釈明については、まず第1回審理中に、釈明事項について、土地所有者から、平成21年11月17日付けで文書によって釈明事項が提出されておりますので、まず、この釈明事項について審理を進めたいと思います。

なお、この平成21年11月17日付けの求釈明文書の提出時期との関係で、沖縄防衛局においては、回答可能な点について回答していただくということで行いたいと思います。そして、この第1回審理中の釈明事項についての釈明が終わった後に、当初に戻りまして、2009年6月9日付けの求釈明申立書の釈明事項について審理を行いたいと思います。

再度確認ですが、審理記録作成のため必要ですので、発言者はマイクを使用し、土地所有者または代理人の方はご自分の氏名を、沖縄防衛局の方は職名及び氏名を述べてから求釈明、または説明を行ってください。ただし、2回目からは氏名等は省略して結構です。

また、求釈明及びこれに対する説明は、いわゆる一問一答形式で行っていきたいと思いますのでご協力をお願いしたいと思います。

それでは、求釈明のほうに入っていきたいと思いますが、まず土地所有者のほうから、平成21年11月17日付けの釈明事項について、釈明の提出をお願いしたいと思います。一問一答式でお願いしたいと思います。

○茂野俊哉(普天間基地土地所有者) すみません、質問なんですが。

○當真会長 はい、すみません、お名前を。

○茂野俊哉(普天間基地土地所有者) はい、茂野と申しますが、前回の公開審理では、この会場での禁止事項として、録音が含まれてなかったように思うのですが、今回から録音も禁止事項に入っているんですが、これはどうしてでしょうか。

写真撮影等は以前から禁止事項に入っていたんですが、今回から録音もだめということなのですが、これは何か理由がございますか。

○當真会長 前回まで、今回、録音についても明示してありますが、裁判所での審理もそうですが、こういう公開審理という形でやっております。審理記録はこちらのほうで審理記録ということで文書にしてありますので、録音については差し控えていただきたいというふうなことで、その禁止事項ということにさせていただいております。

よろしいですか。

○宜保幸男(土地所有者) 会長さん、これは根拠は何ですか。宜保幸男。

○當真会長 根拠は、それは収用委員会の審理の進行については、収用委員会のほうが

裁量権というか、判断権がありますので、収用委員会の判断ということあります。

○宣保幸男(土地所有者) 今のこの裁量とか、判断権とか今おっしゃいましたが、そんな、裁量というのは、ここで言えば勝手に解釈してもいいということなんですよ。裁量ね、推し量るですから。だから、皆さんが裁量権を持っているという場合に、そんな皆さんのが裁量だけが正しいのか、正しくないのか、きちんとそれはまた根拠を示さないといけない。その点をきちんとしてから。

○フロア マイクを使ったほうが議事に残るので。

○宣保幸男(土地所有者) いやいや、それはいい。議事に残っても、皆さんのはうの議事録がうそであることだってあるんだよ。今まで官の裁量のものでいろいろ残っているけれども、皆さんがそうするとは言わんが、官サイドのもので必ず真だと言えるのか、言えないのか。私は偽のほうが強いと。密約問題がだあっと起きているんでしょう。国民にあれだけ隠してくる。だから、そういったような、これは今、それとも絡んでいるんですよ、この審理、沖縄基地の問題は。だから、そういった意味では、皆さんが裁量するなら、それと権利だと言っているなら権利でいいでしょう。しかし、その権利が本当に正しいかどうかということもまた根拠を示してほしい。以上。

○當真会長 ご意見として承っておきますが、いわゆる公開審理については裁判と同じように、いわゆる審理進行については収用委員会のはうに進行権がありますので、そういうふうにご理解願いたいと思います。ご意見があったということは承っておきたいと思います。

○宣保幸男(土地所有者) 理解はしないが、やむを得ず引っ込みますよ。

○當真会長 わかりました。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) きょうの進め方についての確認ですけど、前回の公開審理の求釈明の事項の一部しかできてなかつたと。その中で求釈明する中で、またさらにいろんな問題が出てきて、それでちょっと時間は遅れたんですけども、11月17日の求釈明の申立書がありまして、それで主として、その中では994番の2の土地についての釈明になると思うんですけど、この中では、土地所有者の長嶺律雄さんと、それから茂野さんに関してのものが要約されていますので、長嶺律雄さんのはうから前回の釈明について求釈明をお願いしたいと思うんですけど。

○當真会長 はい、結構です。

○長嶺律雄(土地所有者・一坪地主会代表) まず1番目の、これはちょっと連絡不十分

で、長嶺律雄の「雄」が「夫」になっていますけど、「英雄」の「雄」ですので、ちょっと訂正お願いします。

1番ですけど、意見書提出を嘉手納防衛施設局に行ってやったんですけど、それはあるのか、ないのかという話ですね。そのときに私が言ったことは、意見書の中で言ったことは、皆さんはこの使用裁決申請書の中で、提供する必要がある民有地について、土地所有者の方々と合意により使用権を取得することを基本と考えているって明確に言っているんですね。合意を得るということは、話し合いをするということではないですか。それとも話し合いをしないでもいいということなんですか。そこのほうのお答えもしてほしいんですけど。

私のほうは明確にその意見書の中で、合意を得に来なさいという文書をちゃんと表現していると思いますけど、来てほしいと、これはいろいろ……。

○フロア 長嶺さん、回答させてからがいいですよ。

○長嶺律雄(土地所有者・一坪地主会代表) はい。

○當真会長 一問一答式で行いたいと思います。申し訳ないですが、まず1問目の求釈明ですね。これは平成20年8月18日付けの意見書が沖縄防衛局に存在するのかどうなのかということでよろしいですかね。

○長嶺律雄(土地所有者・一坪地主会代表) はい。

○當真会長 じゃ防衛局、お願ひします。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 去った11月2日でございました。事前調整会議におきまして調整をさせていただいたときに、第1回の意見をいただいたものに対する、ちゃんとしたお答えというふうなことで、長嶺さんおっしゃっております嘉手納飛行場の意見書の提出、その局の対応。

それからもう1点は、茂野さんおっしゃっておりますが、私が思っておりますのは、有銘政夫さんが裁決申請理由の前回と今回の違いということでございまして、その用意はさせてございまして、そしてこの求釈明の申立につきまして、11月9日までには提出をお願いしたいというふうなことでお願ひを申し上げておりました。実際、いただきましたのが11月17日でございます。そういう意味もありまして、このいただいた17日の2ポツ目でございますが、994-2の土地、これはすべてきちんとお答えというのはちょっとできない部分もあるのかなというような感じが今いたしております。

それで、まず1つのほうから、よろしゅうございますでしょうか。

○フロア 簡潔に言ってください、簡潔に。

○フロア 一問一答でしよう。今、1番しか質問してないのに。あるのかないのかという質問でしよう。

○當真会長 まずは、求釈明の1番目からお答えいただけますか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 長嶺さんからのご質問でございますが、宜野湾市字大謝名東原994番地の2の土地の共有者である長嶺律雄さんが米軍嘉手納飛行場の施設の中にある、いわゆる1坪共有地の強制収用手続に関し提出した平成20年8月18日の意見書が沖縄防衛局に存在するのか否かというご質問でございました。

ご質問のように、平成20年8月18日に、当局に提出したとされます長嶺さんの意見書は存在をいたします。

○當真会長 では、引き続き、地権者のほうから釈明をお願いします。

○長嶺律雄(土地所有者・一坪地主会代表) あるんだったら、皆さん先ほど言ったように、合意を得るという話というのは話し合うということではないんですかという話と。

それから、私はその意見書の中でぜひ会いに来てほしいと、話し合いに来てほしいということをちゃんと書いてあると思いますけど、それを無視した理由と法的根拠は何ですか。それを無視する法律は、どういう法律にのっとって無視したんですか。

それと、先ほど言ったように、合意を得るということは話し合うという理解でいいのかどうか。それを答えてほしいと思いますけど。

○當真会長 すみません、長嶺さん。

一応、文書で提出されておりますので、まずはその文書の提出された部分について、それを釈明ということで質問していただけますか。

その後に関連事項があればまた質問していただきたいと思いますので、すみませんが、そういう段取りをお願いしたいと思います。

○長嶺律雄(土地所有者・一坪地主会代表) これは、次、次いきなさいということですか。意見書があるということはわかったわけですよ。では、意見書の中で私はきちんと話し合いに来てほしいという要望を出しているんですよ。でも、それは無視されているわけですよ。

○當真会長 なるほど。

○長嶺律雄(土地所有者・一坪地主会代表) 無視されているので、その無視した法的根拠は何ですかという話と、自分らで合意を得る努力をするってちゃんと使用裁決申請書に

出しながら、合意を得る努力というのはどういう意味なのか。私は個人的には合意を得る努力というのは、地主のほうに話し合いに行くということだと思っているわけですよ。その話し合いを希望しているにもかかわらず、文書も出しているにもかかわらず、無視したことはどういうことなのか。合意を得る努力という中身は何ですかということをはつきり聞きたいわけですよ。そのための意見なんですけどね。

そういうことを抜きにして、どんな質問をしろということですか。

○當真会長 わかりました。

それでは、1の関連での釈明ということですかね。

○長嶺律雄(土地所有者・一坪地主会代表) はい。あるって言っているんだったら。

○當真会長 では、それについては防衛局から回答できるかどうかも含めて、説明をお願いしたいと思います。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 長嶺さん、確かにございまして、長嶺さんから提出いただきましたその意見書でございます。これは、駐留軍用地特措法の手続きに基づきまして、防衛大臣に行う使用認定申請書の添付書類ということでさせていただいておりまして、土地所有者の方々及びその関係人から求めたものということではなくて、その個々のご意見に対してのお答えというふうなことはやっておらないわけでございます。

ご意見は、きちんと添付として意見を大臣に上げるということでございます。

○長嶺律雄(土地所有者・一坪地主会代表) それと、もう1つはどういうことなんですか。合意を得るということについての中身は、具体的な中身は何ですか。

私は、実際はそういう意見書を右から左みたいな感じで、大臣に出したと言っているんですけど、皆さんは文書で私たちにはこういう格好でちゃんと出しているわけですね。合意を得る努力をしますと。合意を得る努力というのは何ですか。

それからもう1つは、私は意見書の中できちんと会いに来なさいと。話し合いに来てほしいという要望を出したのに、無視された法的根拠は何ですか。無視する法的根拠は何ですかということ。これをちょっと確認したいんですけど。

○當真会長 防衛局。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 今、長嶺さんのお話、例えば求釈明の2とかの関連いろいろとお話もあるのかなというふうに思っておるところなんですが、そこは会長、いかがなものなんでしょう。そのままお答えという形ということに。

○長嶺律雄(土地所有者・一坪地主会代表) 会長。

○當真会長　　はい。

○長嶺律雄(土地所有者・一坪地主会代表)　　向こうが裁決申請書を出したときに、異議がありますか、質問ありますかということで、あのときにもしかしたら手を挙げてやらなければいけなかつた問題かもしれませんけど、向こうはきちんと言つてゐるわけですね。努力しましたって。これは努力しましたって言つて、これから関連してどんどん出てくると思いますけど。

地主がこれまで今回含めて過去にさかのぼりまして、前も言つたんですけど、200名以上の新しい地主が生まれて、そういう権利者になった人たち含めて全然会いに行ってないわけですよ。これは過去の我々の会員についても会いに行ってない。会いに行かないことは何ですかという話。合意を得る努力というのは何ですかということをちゃんと言ってくださいよ、具体的に。文書だけ出して、これは嘘ですという話だったら、嘘ですということを言ってください。

○當真会長　　長嶺さん、ちょっと整理しましょうね。

防衛局が先ほど求釈明の2に関連することであるけれども、今やりますかという趣旨の求釈明というのは、2009年6月9日付けの求釈明の2のことですかね。それを一緒にやつてよろしいですか。関連する。結局、6月9日の求釈明の2は「話し合いによる合意が得られないと判断した時期はいつなのか。そして、そのように判断した理由は何か」ということですので、今の長嶺さんの質問とほぼオーバーラップする部分がありますので、それについて防衛局は今説明すると言っておりますので、それも含めて説明をしていただければと思います。

○長嶺律雄(土地所有者・一坪地主会代表)　　はい、どうぞ。

○赤嶺邦男代理人(起業者側)　　失礼します。

それでは、求釈明事項1の2でございます。話し合いによる合意が得られないと判断した時期はいつなのか。そして、そのように判断した理由は何かということでございます。

駐留軍用地の用に供します用地等の取得に際しまして、これは土地所有者の方々との合意により取得することが望ましいものと考えております。一坪共有地主の方々を除きます土地所有者の方々につきましてですが、平成19年2月から7月までの間におきまして当局職員が当該土地所有者の自宅へ2度訪問をいたしまして、直接面談等により賃貸借契約をお願いしたところですが、残念ながら米軍基地に反対などのいろいろな理由で賃貸借契約を拒否をされました。その時点で合意が得られる見込みがないと判断をいたしまし

て、手続きを開始したものでございます。

また、一坪共有地主の方々につきましては、戦争に反対し軍用地を生活と生産の場に変えていくことを目的としたしまして、契約拒否運動を拡大するなどの活動を行っていると承知をいたしておりまして、使用についての合意が得られる見込みがないと客観的に判断をさせていただいたものでございます。以上でございます。

○當真会長 どうぞ。

○長嶺律雄(土地所有者・一坪地主会代表) 平成19年の何月何日ですか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 今、長嶺さんがおっしゃっているのは。

○長嶺律雄(土地所有者・一坪地主会代表) 訪問してやってという。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 2月から7月までの間でございます。

○長嶺律雄(土地所有者・一坪地主会代表) 2月から7月。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) はい。

○長嶺律雄(土地所有者・一坪地主会代表) 何名を訪問なされたんですか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) それは土地所有者の方々にそれぞれの、基本的に今2人で行かせていただいているというふうに思っております。

○長嶺律雄(土地所有者・一坪地主会代表) 私の家に来たという話は聞いたことないし、私は会ったは覚えないんですけどね。

では、申しわけないんですけど、訪問した人間の、私も会員に確認したいので、全部でなくともいいんです、4~5名でもいいんですけど、訪問した氏名・住所と日時を含めて、総計何名訪問したということを資料提出できますか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 長嶺さん、今、私申しましたのは、一坪共有地主の方を除かせていただいて、土地所有者の方々に対して平成19年2月から7月にかけて説得をさせていただいたということでございます。

○フロア 努力とは何か。

○長嶺律雄(土地所有者・一坪地主会代表) では、今のお話は、一坪会員の地主には行ってないということで理解してよろしいですか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) そのとおりでございます。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 普天間の施設の宮城正雄さんの代理人の阿波根です。

普天間飛行場関係で申しますと、申請理由書にもありますように、所有者の方796名と

なっていますね。筆数は 19 筆ですけれども、19 筆の中に 1 筆がいわゆる一坪共有地主だと思うんですけれども、そうでしたかね。2 筆ある。1 筆。

ほかの 18 筆については、いわゆる反戦地主と言われている方の土地になると思うんですけれども、この 18 筆の土地全体の地主さんについて、平成 19 年 2 月から 7 月にかけて賃貸借契約の交渉に行かれたというふうに、ただいまの説明で理解してよろしいんですか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側)　ええ。今お話をいただきました。その一坪共有地主の方が所有されております 1 筆につきましてを除かせていただいて、あの地主の方には回らせいただきました。以上でございます。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側)　一坪以外はみんな行かれたというわけですか。2 回行ったということですか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側)　はい。2 回訪問させていただいております。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側)　宮城正雄さんにどのようにして会いましたでしょうか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側)　すみません。宮城正雄さんに、例えば職員の誰がいつ行ってというふうな記録というのは、またちょっと持ち帰ってといいますか。記録は残っているとは思います。ただ、管理期間というのがございまして、そのものがあればいいなと思っておりますが、それは調べさせていただきたいというふうに思います。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側)　書面で会いましょうということで、ハガキか何か出したんじゃないですか。直接行ったんですか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側)　ええ。これはハガキではございませんで、直接訪問をさせていただいております。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側)　宮城さんのところにもおそらく行つただろうということですよね。

○赤嶺邦男代理人(起業者側)　そのとおりでございます。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側)　宮城正雄さんという人は、もう復帰前からそうなんですけれども、一貫して米軍に軍用地を提供することを反対してきて、その運動もしてきた人なんですよ。宮城正雄さんのところには、はっきり契約拒否することが前からわかると思うんですけど、それでも宮城正雄さんのところには行かれていると。

一坪の方については、その中で 700 名余りいらっしゃいますよね。どういう考え方の人なのか、皆さんよくわからないと思うんですよ。それでも宮城正雄さんのところには行

かれて、ほかの一坪のところには行かれなかったというのがよくわからんもんですから、そこらへんがどうもひつかかって、もっとわかりやすい説明してもらえないかなと思って質問しているわけです。以上です。

○長嶺律雄(土地所有者・一坪地主会代表) 関連してよろしいですか。

○當真会長 はい、どうぞ。

○長嶺律雄(土地所有者・一坪地主会代表) 一坪会員には訪問してないというお話がありました。一坪会員という、この994番の2の土地の所有者というのはたくさんいるんですけど、一坪会員として判断した根拠は何ですかということです。それを明確にしてほしいんですけど。

私は、一坪の事務局の1人なんんですけど、この人は一坪会員ですかって沖縄防衛局から照会を受けたことないんですよね。それなのに一坪会員って判断した根拠は、たくさんの地主700名余りの。もうおそらく増えて800名近くいるんじゃないかと思いますけど。増えてというのは、会員が死んで防衛施設局が一方的に代理登記したその息子さんとか兄弟とか、子供たち、あるいは孫もいるかもしれません。そういう人たちも含めていると思いますけど、これを一坪会員として判断した根拠は何ですか。そのために皆さん行ってないわけでしょう。判断した根拠をはつきり述べてください。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) ちょっとよろしゅうございますでしょうか。

○當真会長 はい。防衛局、どうぞ。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 先ほど宮城正雄さんのお話でございます。一貫して宮城正雄さんは提供を拒否していると。拒否しているのに、どうして再三訪ねてくるのかというご質問であったと思います。

これは、私たちは先ほど来申し上げております。これが基本でございます。これまで何回かお邪魔をさせていただいて、実際にご契約いただいた、契約に移行していただいたという方もおります。それは引き続き、局としては努めていかなければいけないと。このように思っているところでございます。

それで、次の一坪地主の方々に対する、なぜ行かないのかということでございます。

○城間勝(土地所有者) ちょっと。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 違いますか。

○城間勝(土地所有者) この東原の。

○當真会長 すみません、お名前をまずお願いします。

○城間勝(土地所有者) 東原 994 番の 3 の共有地主の城間勝と言います。

今、せっかくこの求釈明の申立の文書が出ておりますので、この文書に基づいて 1 つ 1 つお答えになってもらって、その後に全体としての今、うちの長嶺が話した点を説明してもらいたいというふうに思いますので、1 つはこの(1)から、土地の共有者は使用認定時で何名で、裁決時点で何名だったかという、その答えをまずお願ひいたします。

○當真会長 すみません、こちらから整理しますが、この求釈明の申立書、11月 17 日付けの釈明の申立の内容で、まず釈明をすると、そういうことでよろしいですか。

○城間勝(土地所有者) そうですね。

○當真会長 それで、まず 1 番目の後は 2 番目に入りますと、994 番の 2 の土地について、(1)で、土地の共有者は使用認定時で何名で、裁決時で何名かと、こういう順序でやつていくと、そういうことですかね。

○城間勝(土地所有者) はい、そういう順序で。聞いていてもあって、答えてもらって、その後でまた出しましょうか。

○當真会長 防衛局、そういう趣旨のようですので、それでお答えができるのであれば、答えていただきたいと思います。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 会長、先ほどちょっと触れさせていただきましたんですが、この 11 月 9 日までにぜひいただきたいというふうなことをお願いいたしておりました。11 月 17 日にいただいたわけでございますが、それで我々が今わかっている範囲内でお答えということでよろしゅうございますでしょうか。

○フロア ええ、わかっていることしか答えないでしょう。

○城間勝(土地所有者) そうそう、わかっていることしか回答できないと思います。それでやってください。しかし、あの時点で私たちが質問したのは、こういう趣旨で大体質問されていますので、こういう趣旨で質問されていますので、当然、それは、私たちとしてはちょっと時間的に遅れたにしても、それは当然、わかった内容だというふうに私たちには理解していますが。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) わかりました。自分たちが今わかっているというか、お答えできる範囲でお答えさせていただきます。

今、11 月 17 日にいただきました求釈明、2 の宜野湾市字大謝名東原 994 番の 2 の土地でございますですね。

○城間勝(土地所有者) はい。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 1つ目といたしまして、土地の共有者は使用認定時で何名で、裁決申請時で何名かということでございますが、使用認定時の人数は、766名でございます。そして裁決申請時の人数は、776名でございます。

続けてよろしゅうございますか、会長。

○當真会長 よろしいですか。

じゃ続けていきましょう。(2)のほうもお願いしましょう。私のほうでちょっと読んでみましょうね。よろしいですか。

(2)ですが、共有者のうち、前回の強制収用の裁決時以降に相続により新しい地権者となった人の数は何名か、そのうち防衛局が職権で相続登記をしたのは何名で、何件か。ということです。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) お答えいたします。

相続によりまして新しい地権者となられました方々は113名で、そのうち当局が職権で相続登記をさせていただいた方々も113名となっておりまして、件数は39件となっております。

○當真会長 はい、どうも。続けてよろしいですか。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) はい。

○當真会長 それでは続けて(3)ですが、相続により新しい地権者となった地主の住所、氏名を明らかにされたい。というものです。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 相続により新しい地権者となられました土地所有者の方々の住所、氏名を明らかにされたいというご質問でございますけれども、地主の方々の住所、氏名を明らかにすることについては控えさせていただきたいというふうに思います。

○フロア おかしい、何で? 後で質問します。

○當真会長 一応、そういう回答ですが、続けていってよろしいですか。

(4)ですが、相続により新しい地権者となった地主とは、いつ、どのような方法で契約の交渉をしたのか。ということですね。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 宜野湾市字大謝名東原994番の2の土地を共有登記されております方々につきましては、契約拒否運動を拡大するなどの活動を行っている方々及びその活動に共感されている方々と認識をいたしております、任意交渉は行っておらないところでございます。

○當真会長 という回答です。

続けていきたいと思います。(5)ですね。宜野湾市字大謝名東原 994 番の 2 の土地について、共有者の 1 人である茂野俊哉さんを今回の強制収用手続に際し、訪問したことがあるか。訪問したのであれば、①訪問した時期、場所。②誰が対応したのか。③訪問の目的、賃貸借契約書面を持参したか。④訪問の結果がどのように報告されているか。というのが説明の内容です。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 茂野さんは、今回の手続きに際しまして、当局のほうから訪問はいたしてございません。以上でございます。

○當真会長 以上、今のが説明です。

これは大項目の 3 がありますが、これも続けてやってよろしいですか。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) はい。

○當真会長 それでは、大項目の 3、那覇港湾施設及び普天間飛行場について、ということで、前回の裁決申請の内容と今回の裁決申請の内容について相違している部分を明らかにされたい。ということです。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 有銘さんからのご質問でございます。違う部分の比較でございます。普天間飛行場に関する事から先に回答させていただきますが、平成 13 年 8 月 16 日付けの申請に関する主なものということでご理解をいただきまして、裁決申請理由の中の大きな項目ごとに説明をさせていただきたいと思います。

まず、裁決申請に係ります土地の概要についてでございます。

所有者につきましては、前回、741 名でございましたが、今回は 796 名となっておりまして、55 名の増となっております。これは相続によるものでございます。筆数につきましては、前回が 17 筆で、今回は 19 筆となっておりますが、これは前々回の裁決におきまして、未認証地区の 2 筆が却下されたことに伴いまして、前回の裁決申請の際には、その 2 筆を分離いたしまして申請せざるを得なかつたことによるものでございます。したがいまして、普天間飛行場としての筆数 19 筆というのは変わりはございません。

面積についてです。面積は、前回が 1 万 2,356.71 m² でございますが、今回は 1 万 6,191.02 m² となっております。これも先ほど申しました、未認証土地の面積の差でございます。

次に、使用期間についてご説明をさせていただきます。

前回の使用期間につきましては、SACO 最終報告におきまして、普天間飛行場の移設返還が合意されまして、返還までには代替施設の完成及び既存施設の物件撤去の完了が必要でございますので、この期間を少なく見積もっても 10 年程度の期間を要するということが考

えられまして、そのことから、14年9月3日から10年間とさせていただいたものでございます。一方、今回の手続きにおきましては、平成18年5月の米軍再編に係ります再編実施のための日米ロードマップにおきまして、2014年までの代替施設完成が目標とされております。普天間飛行場、この返還後の物件撤去のその期間等も考慮させていただきまして、使用期間を平成22年1月1日から8年間といたしたものでございます。

次に、権利取得の時期についてご説明いたします。

前回の権利取得の時期につきましては、平成14年9月3日としておりますが、収用委員会の裁決による使用権原が得られておりませんことから、駐留軍用地特措法第15条1項の規定に基づきまして、損失の補償のための担保を提供いたしまして暫定使用しているところでございました。今回の権利取得の時期につきましては、平成22年1月1日となってございます。

次に、那覇港湾施設について申し上げます。

回答にあたりましては、その普天間と同様に大きな項目ごとに説明をさせていただけたましいと思います。

まず、裁決申請に係ります土地の概要についてご説明をいたします。

このほうにつきましては、所有者の方7名、筆数が3筆、そして面積が364.18m²と、前回、今回ともに違いはございませんが、普天間飛行場においてもこの項目のご説明をさせていただきましたので、あえて述べさせていただきました。

次に、使用期間についてのご説明をいたします。

前回の手続きでは、那覇港湾施設の移設につきましては、地元関係者のご理解とご協力をいただきながら、着実に実現に向け取り組んでいくこととしておりますが、現段階では返還までに要する期間が明確ではございません。

しかしながら、移設するにあたりましては、那覇港湾の管理者でございます那覇港管理組合などとの調整、それからこの調整を踏ましたところの米軍などとの調整を行う必要がございます。移設を完了したといたしましても、返還までには相当の期間を要するものと考えられますことから、使用期間を平成14年9月3日から10年間といたしておるところです。

一方、今回の手続きにおきましては、那覇港湾施設は平成18年5月の日米再編にかかります再編実施のための日米ロードマップにおきまして全面返還することが合意されているものの、具体的な返還時期につきましては未定となっているため、沖縄防衛局長といたし

ましては、本件土地につきまして今後とも円滑かつ安定的な使用の確保を図る必要があることから、使用期間を平成 22 年 1 月 1 日から 10 年間として裁決申請をいたしました。

以上、申し上げましたように、10 年という使用期間は前回、今回とも変わりはありませんが、前回は SACO 合意を前提としたもの、そして今回は日米再編に伴う合意を前提としたものとなっております。

次に、権利取得の時期についてご説明します。

前回の権利取得の時期につきましては平成 14 年 9 月 3 日としておりますが、普天間飛行場と同様に、収用委員会の裁決による使用権原が得られなかつたことから、駐留軍用地特措法第 15 条第 1 項の規定に基づきまして、損失の補償のための担保を提供いたしまして暫定使用しているところでございました。今回の権利所得の時期につきましては、平成 22 年 1 月 1 日となっております。以上でございます。

○當真会長 どうぞ。

○城間勝(土地所有者) 今、11 月 17 日の求釈明の中の 2 のほうですね。2 に関する質問を、確認をしながらもう 1 回やりたいと思います。回答に対してですね。

○當真会長 はい。今、これまでの審理で 11 月 17 日付けの求釈明については 1 、 2 、 3 と一通り回答があつたということですが、その関係で 2 について追加の質問をしたいと。

○城間勝(土地所有者) 回答の確認をしながら、質問したいと思います。

○當真会長 はい、どうぞ。

○城間勝(土地所有者) 2 のほうの、この宜野湾市字大謝名東原 994 番の 2 の土地について、この 2 の土地の所有者について皆さんがあつたといふんですか。この理由についてもう 1 回確認をしたいんですが、どうして行かなかつたんですか。もう一度確認をしたい。

全く交渉に行ってないですよね、今の回答では。その理由をもう 1 回言ってください。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 繰り返しで恐縮ですが、宜野湾市字大謝名東原 994 番の 2 の土地を共有登記されている方々につきましては、契約拒否運動を拡大するなどの活動を行っている方々及びその活動に共感している方々と認識をいたしております、任意交渉を行っておりませんということです。

○城間勝(土地所有者) 今、皆さんがあつた中で、いわゆる最初の地主が死亡して、そして皆さんの職権によって皆さんが代理で職権登記をしたというのは 39 件あって、

39件というのは39名いるということですね。それから、113名に共有者が、新たに相続をした人が113名いると。そういうことを言っておりますよね。

皆さんが、私たちからすれば勝手に皆さんの中権でもってこの元の地主がいたんですが、この人たちが相続をした人たち。この113名について、この人たちも含めて契約の任意の交渉をしていないということですね。それはどうしてですか。その人たち113名について任意の交渉をしなかったというのはどうしてですか。

○當真会長 防衛局、どうぞ。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) おっしゃいますように、最初の一坪共有地主の方、スタート、今、相続により113名の方々がいるということを今ご報告いたしました。これ、どうして行かないのか。

確かに113名の方々は相続なさいましたが、実際に親の意思をそのまま継がれる方、継がれない方、そこはいろいろあると思います。だけど、そこはそういうことではございますが、今、その113名。全体でこの67m²で776名の方、そのうち240名が地元の方、ほかが本土。

○城間勝(土地所有者) そういう質問をしてない。113名の相続人について、皆さん この人たちが契約拒否に賛同したというんですかね。確認するという。あんたが先ほど説明した内容ですね。一坪反戦地主会の……。

ちょっと会長、今いいですか。

○當真会長 はい。

○城間勝(土地所有者) どうも回答の途中であります、わかってはいると思うんですが、113名の人たちは相続を皆さん勝手にしたわけですよ。この相続というのは、一坪反戦地主の運動あるいは会員であると、あるいはこれに賛同するという者も、さんは同時に相続されるというふうに見ているんですか。そして、その法的根拠は何ですか。

皆さんが、この人たちも同じように契約拒否運動を広げる人たちという認定をしたというわけですよ。その根拠は何ですかと聞いているんですよ。

○當真会長 防衛局。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 城間さん、まず職権登記の関係からでございますが、この職権登記、この収用委員会が裁決手続き開始の登記の嘱託にあたって、その添付すべき登記原因証書、これは裁決手続き開始決定書の正本でありますが、この決定書の記載と登記簿上の不動産の表示や権利の表示が異なるなども場合には、起業者が決定書の正本を代

位原因証書として所用の代理登記を完了した後、裁決手続き開始の登記の嘱託を行うこととなります。

その際、登記名義人の方が死亡されまして相続登記が未了の場合には、起業者は相続人に代理して単独で相続登記をすることが可能であるとなってございます。収用法の逐条解説でございますが、これらの前提登記については平成20年12月5日、収用委員会の使用的裁決手続きの開始におきまして、利用者による前提登記を行うこととされてございます。

○城間勝(土地所有者) 今、回答したんですか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) もう1つ。先ほどの113名の相続された方がいると。どうして回らないのかと思いますが、それは、こういうこともございます。

我々、その手続きを行うにあたりまして、その相続されております方々に対しまして、例えば土地所有者と意見照会、その文書を発送いたします。それから、次は所有者及び関係人への認定通知。その次が補償等の周知徹底。その次は土地所有者への立会、署名押印を依頼をいたします。そして、諸々の幾つもの文書に対しまして1つのきっかけと申しますか、そういうふうなことがあろうかと思いますし、現在のところ、例えば電話なりですかそういうものがいいという状況でございまして、そこは客観的に判断をさせていただいたということでございます。

○城間勝(土地所有者) ちょっと会長。

○當真会長 はい、どうぞ。

○城間勝(土地所有者) 今の回答ですが、立会の手続きを、立会をしなさいとか云々というのは、それ以外の私たちにもみんな同じように来ているんですよ、これは。私が聞いているのは、任意の交渉をこの人たちについてなぜやらなかつたのかと。この人たちが、皆さんが言う一坪反戦地主会の会則に基づいてこの人たちも同じように運動しているわけでもないし、皆さんが勝手に相続の登記をしたわけですよ。そうですよね。職権で相続したわけですよ。

この人たちが、皆さんが言う契約拒否運動を広げるという、そういう立場にあるかどうかというのは私たちはわからんわけですよ。一坪反戦地主会の私たちもわかりませんよ、この人たち。そうであるのに皆さんが、この人たちがあんたが言ったような形で、先ほど回答しましたよね。その契約拒否運動をしていくという、そういう人たちだという認定を皆さんはしたわけですよ。それはどうしてなさつたんですかと。任意の交渉をして、その上でその人たちから話を聞いたんですか。この人たちが一坪反戦地主会であるということ

でもないんですよ。

一坪反戦地主会は、会員の権利は相続したらそのまま引き継ぐというものではないですよ。こんな法律はどこにもないでしょう。これを、どうしてその人たちに対して任意の交渉をしなかったか。

今、私は、今回の裁決申請にあたっての話をしたんですが、それ以前の2回の使用裁決のときも、同じように第1回目のほうは1996年10月24日に38名増えているわけです。そして、その後の2002年4月26日の強制収用開始手続きでこのときに49名ぐらい増えているはずです。この人たちも含めて、皆さんと同じように交渉していないわけですよ。今回増えた分だけではなくて、それ以前の強制収用のときも増えてきているわけですね。

会長、そういうことです。この増えてきている人たちについて、私たちは一坪反戦地主とこの人たちを認定していないですよ。まだ意思確認してないですから、わからんですよ。何で皆さんそれができたんですか。そして、その人たちに何でやらないという、その法的な根拠を示してくださいと。こういうことです。質問は非常に簡単ですよ。簡明に簡単に、わかるように説明してください。

○當真会長 防衛局。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 先ほども申しましたが、今おっしゃるように、確かにあるいはその方には、私は別に契約してもいいと思われる方もいらっしゃるのかもしれません。だけれども、先ほど私たち申しましたのは、一つ一つの手続きを踏ませていただいたときに、相続された方お一人お一人にその文書を送付をいたしてございます。そして、そのときに、例えばそういう思いがもしお持ちであるんでございましたら連絡いただけるものと思いますし、そしてその連絡も何もないということは、それは1つの例えは活動に対する強弱はあろうかと思いますが、連絡がないということは、そこはやはりそれなりの共感というふうにとらえざるを得ないということで、客観的に判断したわけでございます。

○フロア その法的根拠を示しなさい。

○城間勝(土地所有者) 会長。

○當真会長 はい、どうぞ。

○城間勝(土地所有者) 確認をしたいんですが、皆さんこの相続を勝手に職権で相続して強制収用の手続きをとった人たち。今回だけではなくて、前回、前2回もやってきてるんですが、この人たちに対してどういう文書を出したかと、本当に契約をするかどうかという、そういう内容の文書を交渉に応じて任意の契約に応じてもらいたいという、こ

ういうことでの文書を出し、その回答を、私たちは最初の段階では、皆さん来て任意の交渉をしましたよ、最初のときに。そういう任意の交渉を具体的にやったのか、やらなかつたのか。あるいはどういう内容の文書を出したかというのをはっきりと契約をしてもらいたいという、そういう内容の文書を発送したんですか。この文書の内容を明らかにしてください。

○當真会長 防衛局、答えられますか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) ちょっと少しまとめさせてくれませんか。

○當真会長 よろしいですか。代理人のほうから発言があるようですので。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 同じところで止まっているので、どうも審理の進行上、あんまり良くないような感じがするので、審理の進行のために意見を申し上げたいと思うんですけど、ただいまの説明で、新しく相続登記をして地主さんになったのは 113 名だとおっしゃっていましたので、わずか 113 名でしたら契約交渉に行くのは簡単なんですね。何でそこまで行かないのかなというのが、やっぱり職務の怠慢があると思うんですよ。裁決申請があって後も、契約交渉は可能なんですよ。それを出せるかどうか。当然、私は基本的には、賃貸借契約でもって使用権原を取得するときの大原則だと思いますので、どのような段階でも契約交渉をすべきだと思うんです。これはたったの 113 人ですから、今からでも交渉に行きましょうということを言えませんか。そこらへんで議論を締めないと、ずっと同じようなこと、議論になるので、そこらへんぐらいの真面目な対応をしてほしいと。もう皆さんがその一坪関係から出てきた方、みんなが同じような考え方ではだめだと、交渉する必要もないんだと、そういう考え方でちょん切られたんじゃ、これはたまたもんじゃないわけですよ。そういう誠意を見せてほしいと思いますのでよろしくお願ひします。

○當真会長 ちょっと時間の都合で休憩をとる時間となりましたので。

○有銘政夫(普天間基地土地所有者) すみません、関連するので一言だけ。

○當真会長 手短にお願いします。

○有銘政夫(普天間基地土地所有者) 有銘です。今の件ですが、おっしゃっていることは、基本的にとか客観的にとか言っているけど、これは具体的にいうと、一方的にということなんですよ。主観的にということなんですよ。この違いはやっぱり埋めてもらわないと、話になりません。申し上げたいのは、何回読んでも引っ掛かるのは、この文章そのものにそういう感じがします。いわゆる防衛局側の立場で言うときには、法の何条に基づき

と、きちんと言っているんですよね。そして、手続きは手続きのとおりやったと、だけど、一番気になるのは、今の問題でおっしゃっているのは、いわゆる使用権を獲得するために了解を得るのが原則だと考えると書いてあるんですよ。考えたけれども無理だったからやらなかつたと、こういう話にずっとつながつていませんか。

この間、この間ずっと、収用委員会のある、これはいわゆる 35 年ですよ。復帰 1 年前に法律がつくられて、しかもそこには特別立法で、いわゆる暫定なんですね。それがそのまま押し付けられて強制的に今まで動いてきた。それで 15 年、10 年、5 年を、20 年から始まって。何回か行われているたびに僕たちはずっと言ってきているわけです。僕は地主としては嘉手納の地主ですが、普天間は一坪の地主です。申し上げますけど、いわゆる訪ねてきた、契約してもらえませんか、契約できませんよ、そうですか。大体こんなものなんですよ。皆さん立場はわかるので、次、みえてきたときですよ。わかるので、多分、契約は無理だと思いますけれども、一応、来ましたと、どうですかと、そういう形で応じられますかと言つたら、そうですかと、帰る。

でも僕はこの間、収用委員会の場でも 2 回ぐらい具体的に言いましたよ。もし、これが基本的なところだとするなら、どうしてもあなたの了解、意見交換もしてはつきりしなきゃなりませんからと言うはずです。だから僕たちはずっと訴えてきたんですよ、収用委員会のたびごとに。事前に、いつ来ますということぐらいは連絡してくれと、そして打ち合わせをして話し合いましょうと、もし皆さんが 1 軒 1 軒まわっているんだから時間がないと言うんだったら、近くの関係者を集めて一堂に会していいからと、こういうことも申し上げました。

例えば、出掛けようとして靴をはいて玄関に出たときに、ばったり会ったこともあるんですよ。そこで、出掛けるところですか。皆さん本当に土地の契約に、どうしても会いたかったからといって、見張っていて、今、在宅だといって押し掛けてでも頼むというのが、頼みでしょ。そういうことじゃないんですよ。来たという証拠を残し、そしてお茶を濁して帰ると、しかし、もっともらしく書いてあるわけでしょ。何回も行って誠意を尽くしたけれどもだめだったと。こんなことを審理に持ち込まれたんじゃ、収用委員会の先生方は大変ですよ。こちらの言い分も聞いてくださいよ。

だから、基本的に間違いは、ここに書いてあるように、「基本だと考え」、誰が考えたんですか。局長判断ですか。それだけ考えただけで、考えているだけでもどうしようもなかったからやむを得ません。「やむを得ず」という言葉もあるんですよ。そういう形では審理

は進みません。だから、この件については、皆さんのおっしゃる立場からは、法に基づいてやった。そのときには「基づいて」なんですよね。しかし、地主の権利はどこで保障したんですか。契約書も持ってこない。これも何回も言われていますよ。どうです？ 本当に、今度、そういうことがあるならば、ちゃんと話し合ってみましょうよ。

○當真会長　　はい、一たん休憩を入れたいと思いますので、よろしいですか。

○有銘政夫(普天間基地土地所有者)　　そういう観点で申し上げていますから、そういう取り扱いをしてください。

○城間勝(土地所有者)　　会長、休憩にあたって、前に一言、今までのことについて簡単にやってから終わらせてもらえませんか。

○當真会長　　今までの。

○城間勝(土地所有者)　　私が質問した内容について、そのことを言って……。

○當真会長　　ちょっと時間が押しているので、再開してからやりましょうね。

今、私の手元の時計では2時55分になっていますので、それでは15分間休憩しますので、3時10分から再開します。

それで会場の外へ出る方は入場券、または傍聴券を所持していただいて、再入場の際に会場入り口で係員へ提示してくださるようお願いします。

3時10分から再開いたします。

(午後2時55分　休憩)

(午後3時10分　再開)

○當真会長　　それでは再開いたします。

先ほどの、最後は有銘さんのほうでしたが、有銘さんのほうについては、意見ということがよろしいですかね。それとも釈明ということになりますかね。

○有銘政夫(普天間基地土地所有者)　　いや、意見でもありますけれども、いわゆるこんな姿勢で論議やったんでは……。

○フロア　　やるか、やらんかと言っている。

○有銘政夫(普天間基地土地所有者)　　結局、僕たちが求めていることに対して答えてないと思っているんですよ。意図的だと思うんですが、それじや何のためにこの場に出てきて、いわゆる地権者として何でこの場にいるのかということの意味もわからなくなりますし、こんな論議をしていて、収用委員会の皆さんと一緒にどう判断していただけるのかという疑問もあるから申し上げたんです。要するに、きちんと答えてほしいと思うのは、そう

いう面です。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 代理人の阿波根です。

ただいま、求釈明の2の(1)(2)(3)(4)までは行ったと考えております。そこでいろいろ話が出たんですけども、それはやっぱり私は、収用委員会にこの事件以外にも強制収用事件とか使用権の取得事件なんか出ますよね。やっぱりその場合でも強制収用手続きをそのまま進めるんじゃなくて、地権者のほうから任意の話し合いで協議したいと、和解したいということになつたら、そのような手続きに入るのが普通のやり方だと思うんですよ。

今回のことについていえば、やっぱり113名ですか。わずか113名の方について何で契約交渉しないのか。今の段階でも可能じゃないか。ということで私の希望としては、それをきちんとやるという回答を起業者のほうからきちんとそういう回答をもらいたいというふうに考えています。

ただ、前の地権者が一坪だったから、その相続人もそうだろうと、安易にそういう考え方手続きを進めたんじゃ、ちょっと日本の法治国家としての誇りがなくなるかもしれません。きちんとやってくださいね。新しい政権も変わりましたので、強制収用のものの考え方も違ってくると思うんですよ。米軍基地に対する考え方も安保に対する考え方も違ってくると思います。施設局の皆さんもそういう観点からきちんと対応していただきたいというふうに考えます。希望です。

○當真会長 今、阿波根代理人から防衛局のほうに、113名の、これは相続によって所有権者となった方ということでしょうが、再度交渉する意思はありますかというご質問ですが、防衛局は答えられますか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 先ほど来、申しております。所有者の方ときちんとお話し上げて合意をいただく、基本でございます。しかし、今、113名の方とおっしゃっておられますが、その113名の方にいろいろ意思表示をかけると申しますか、そういうところともお願いがありますので、その中で、一方、まだそういう、何というんですか、この時期に、時期といいますか、そういう段階にまだ至っていないと。

(発言する者あり)

○赤嶺邦男代理人(起業者側) いや、これは客観的にそういうふうにして判断をさせていただいていると言いますのは、先ほども説明いたしました。いろんな文書を送付させていただいて、その時々にご意見をいただくというのもあろうかと思います。その中でも、これは前回もお話をいたしたと思いますが、特措法において規定の多くを適用している土

地収用法にあっては、土地細目の公示があった後、起業者はその土地について権利を取得したまゝ消滅させるために、土地所有者及び関係人と協議しなければならない。いわゆる法定協議という規定がございました。が、昭和42年の法改正により廃止されていることから明らかかなとおり、法制度上、起業者は事前に協議を義務づけられていないというふうなことがございます。

○フロア 法定協議のじやない。法定協議の話をしているんじやないです。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) もう1点は、従来の収用委員会の裁決におきまして、土地所有者等の言動、その他の事情から見て、任意取得が不可能であることが客観的に明らかな場合にはこの限りではない旨の裁決をいただいているところでございます。

○フロア その人たちにそういうことが言えるか。

○フロア 該当しないでしよう。

○フロア 23名あるいはその場合に、皆さんのが職権で相続した人たちにそういうことが言えるか。

○フロア 客観的に該当しないじやないですか。

○フロア 会ったこともないでしよう、どうしてわかるの。

○當真会長 どうぞ、防衛局、続けてください。まだありますか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) いや、以上でございます。

○阿波根勉代理人(土地所有者側) 非常に残念です。このことだけで議論するわけにもいきませんけど。

では、締めてください。

○新垣勉代理人(土地所有者側) 締めるという阿波根代理人の指示ですけど、締めるというつもりはありません。

代理人の新垣ですけど、なぜこの問題を議論しているかを、実は収用委員の皆さん方にきちっと理解をしていただきたいと思います。単に釈明をしているから答えていただくという意味で、この問題を取り上げているわけではありません。

私どもは、これまでの沖縄防衛局の対応は、手続き的に重大な瑕疵を持っているというふうに考えています。

その理由は、主観的な判断で権利者を差別して、一方の権利者には任意交渉に臨む。一方の当事者には任意交渉をしないで、いきなり強制収用の手続きをとるという意味で差別があると考えているからです。

具体的には、反戦地主、いわゆる本来の土地所有者の中で契約拒否に反対するために組織している団体が、ご存じのように反戦地主と呼ばれているものですけれども、反戦地主については訪ねて行っても契約に応じないだろうと思うけれども、形だけは訪問をして、とりあえず任意の交渉をしたような外形をつくっている。ところが、一坪反戦地主については、会の成り立ちから頭からこの人たちは契約に応じないというふうに、一方的に沖縄防衛局の側で判断をして全く訪問をしないということが、やりとりの中から浮き彫りになってきているわけですね。

沖縄防衛局の側は、自分たちの弱点をカバーするために、盛んに「客観的」にとか言っていますけれども、反戦地主の皆さんと一坪反戦地主の皆さんを区別する客観的なものはないというのが私たちの考え方です。どちらの団体も本来の地主であるか、後から土地所有権を取得したかの違いはありますけれども、沖縄で米軍基地のために土地を提供することを拒否していることについては全く同じです。

ところが、同じような性格を持っている団体の構成メンバーでありますけれども、一方については任意交渉を行い、一方については頭から任意交渉しない。ここには明らかに偏見がありますし、思想信条の上の差別があるというふうに考えています。これは、単に差別があるという意味ではなくて、強制収用手続きを行う上の原則となる大前提で重大な瑕疵があるというふうに考えています。

今、沖縄防衛局の方は法定協議をちらっと言いました。私どもが指摘をしたのは法定協議の問題ではないわけです。ですから、ここに重大な手続き上の瑕疵があるという位置づけをして、釈明を求めていることをぜひご理解をしていただきたい。これが第1点です。

第2点目は、仮に沖縄防衛局が言うように、一坪地主の団体に属する人たちは、訪ねて行っても頭から契約に応じないというふうにもし決め込んでいるとしても、その方が亡くなつて相続人が生まれます。相続人の方は、必ずしも一坪反戦地主の目的に賛同しているものとは限りません。家族もありますし、兄弟もあります。それぞれ見解も違いますし、立場も違います。そのような方々が、釈明の中で113名いらっしゃるということが浮き彫りになりました。この113名の方々は被相続人と全く別人格であるにもかかわらず、同じような扱いをしていて平然としている。ここに第2番目の重大な手続き上の瑕疵があるというふうに考えています。

この2つの問題意識を持っているがゆえに、今、繰り返し行われている釈明というのは非常に重要な意味を持っていますし、私たちはこのままこれを続けることによって収用手

続きそのものの適法性に問題を生じるというふうに考えていますので、ぜひ今の釈明点については、見解は異なるにしても事実関係だけは明確に答えをしていただきたいというふうに思います。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 答えなくていいですね。

○新垣勉代理人(土地所有者側) はい。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) では、質問を次の項目に移ってよろしいでしょうか。

○當真会長 はい。結構です。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) では、茂野さん。2番の(5)から。

○茂野俊哉(普天間基地土地所有者) はい。先ほど2番の(5)についてお答えをいただきました。今回の訪問はなかったというお答えですけれども、それは2007年に私の家に訪れたという訪問は、今回の訪問ではなかったという意味でしょうか。

○當真会長 防衛局。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) はい。今回の手続きに際しまして、訪問をいたしてございません。

○當真会長 どうぞ。

○茂野俊哉(普天間基地土地所有者) それでは、2007年の訪問は何のための訪問でございますか。

○當真会長 防衛局。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 茂野さん、2007年でございますか。

○茂野俊哉(普天間基地土地所有者) はい。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 2007年にお伺いをしたというのは、ちょっと承知をしておらないわけでございます。

○茂野俊哉(普天間基地土地所有者) 前回の審理記録の中にも載っておりますけれども、私が2007年と1996年の訪問に対して具体的にどうであったのかということを聞かせてくれというのが、そもそも意見書にも書いていたことですし、同時にその意見書の回答がないので今回はその答えを聞かせていただけるということが、少なくとも前回6月30日に確認されたことです。

もちろんその後に、11月に求釈明の中でたまたま僕の項目が取り扱われている。それが「今回」という言い方をされているんですけども、2007年に訪問があったことは事実な

ので、2007年の少なくともその段階では僕はこの求釈明の文書ではなくて、1996年と2007年の訪問について報告をしてくれというふうなことをお願いをし、その答えがこの場で聞けるというふうに理解しているわけです。

したがって、もちろんそれはきょう答えていただくんすけれども、その前に求釈明事項で今回の訪問はなかったというお答えになっているので、2007年の訪問は今回の訪問ではないんですねというふうに聞いているんです。

○當真会長 防衛局。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 申し上げますと、茂野さんから提出されました使用申請に対する意見書には、当局職員が茂野さん宅を訪問させていただいたのが、平成9年(1997年)及び2005年(平成17年)となっております。それで、2005年(平成17年)の訪問につきましては、茂野さんのほうが意見書に記載しておりますとおり、使用裁決に基づく補償金の支払いを行ったものでございます。

1997年(平成9年)については承知をいたしておりませんが、1996年(平成8年)に契約の意思確認のため訪問したことはございます。ということでございます。

○茂野俊哉(普天間基地土地所有者) すみません。私のほうで年号の違いはあるのかもしれません。ただ、そうすると、最後の訪問については、これはお金を渡すための訪問であったということですね。そのためにメモを残されていったということでしょうか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) ええ。そうでございまして、それは平成17年(2005年)の訪問させていただいたときでございまして、そのときは補償金の支払いということでございます。

○茂野俊哉(普天間基地土地所有者) 要するに、今、受け取るか、供託をするかということを問い合わせに来たということですね。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) そうでございます。

○茂野俊哉(普天間基地土地所有者) わかりました。

○當真会長 よろしいですか。

○茂野俊哉(普天間基地土地所有者) それでは、1996年については、もう一度、訪問の意図についてお願いします。すみません、96年だか、97年だか私も。意見書のほうが正しいのか、ちょっとあれなんですが。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 1996年(平成8年)に、契約の意思確認のためご訪問をさせていただいたことはございます。

○當真会長 どうぞ。

○茂野俊哉(普天間基地土地所有者) ということは、96年はそういうことが一坪であっても行うという判断であって、それ以降は判断として変わったので行わないということですね。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 変わったということではなくて、まわらせていただいて、そのほとんどの方々からご契約の意思をいただけなかったということでございます。

○茂野俊哉(普天間基地土地所有者) じゃ、結構です。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 今、ちょっと確認させてください。

要するに、1996年、平成8年ですか。そのときまでには茂野さんだけじゃなくて、ほかの一坪地主さんも契約交渉のために訪問なさっていると、それは訪問するのは原則的な、たまたまピックアップして何人かやったんじゃなくて、原則的にほとんどすべての一坪の皆さんも契約交渉に、その当時はやっていたということですか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 今のご質問で、そのとおりでございまして、平成8年には一坪共有地主の皆様お一人お一人訪問をさせていただきました。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) それで、その後の強制収用手続きで、一坪の地主さんについて契約交渉をしなくなつたのは、何年度からの強制収用の手続きからそのようになったのでしょうか。平成8年まではそれはやっていたと、去年はやってない。いつからそれはやらんようになったのか、わかりませんか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) おっしゃっておりますのは、その8年以降の、その次の申請のときにどうあつたかということをお聞きになっている？

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) ええ、それでもよろしいです。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) すみません、その平成8年度以降の申請手続きをさせていただくときの、その理由でございますか。そのところ、ちょっとごめんなさい。今、手元にないものですから、これはまた後ほど、もし文書でとかいただけましたら非常にありがたいことでございますが。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) おそらく平成8年以前はみんなまわっていたということでしょうかね。平成8年までは一坪の……。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) ごめんなさい。平成8年まで行っていたということではなくて、平成8年のみでございます。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) ああ、そう。わかりました。

○茂野俊哉(普天間基地土地所有者) 1つだけ追加で。すみません、追加で、その平成8年の訪問の際、私が契約の意思がないということを確認されに来たということでおろしいですよね。任意交渉をしに来たわけではないですね。それは確認してよろしいですね。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 平成8年に、茂野さんのところを訪問したときに、その契約はいかがですかと、その意思確認を行ったかったということあります。

○茂野俊哉(普天間基地土地所有者) その意思確認というのは、要するにイエスかノーかの意思表示だけを聞きに来たということですね。それが必要であったというふうなことですよね、訪問に際しては。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) イエスかノーかと申しますとあれなんですが、やはりその訪問する職員は、きっとイエスかノーかというふうなことではなくて、それなりに、それなりにというと語弊がございますが、きちんと契約いただけませんでしょうかという確認をさせていただいて、そして茂野さんのほうから、「いや、その意思はございません」ということを確認をさせていただいたというふうなことでございます。

○茂野俊哉(普天間基地土地所有者) それは事実としても違うのですが、これはお二方みえられていますし、それは多分、確認はとれると思いますが、この間発言したとおり、反対ですか、賛成ですかということを聞いて、「反対ですよ」と言ったら「では、拒否ですね」とお答えになって、それ以降、一切、もう少しお話はしましょうかというふうな話をしたんですが、「それには及びません」ということでお帰りになったんですが。

○當真会長 若干、事実関係の認識が違うようですので、一応、回答があったようすで、また何かあったときにということで、次に進めさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

城間さん、はい。

○城間勝(土地所有者) 収用委員の皆さんにですが、実は今、防衛施設局側は平成8年のみ任意の交渉をしたと言っておりますが、そうじゃないんですね。最初のころ、私たちが1982年に一坪反戦地主会を結成して、その後の強制収用、87年の強制収用ですね。そのときからはみんなまわっています。任意の交渉は全員まわっています。今、事実を、これは後で確認をしてください。みんな任意の交渉はまわっています。

その後、任意の交渉をしなくなった、現在、しなくなつた。これはなぜなのかということがはっきりさせる必要があるということで、そのことについて、後でいいですから、そ

のことを明確にしてもらいたいということが、これは1つです。

私たちは、一坪反戦地主会であるということによって、あるいは思われるというだけで、当初の共有者、地主の人たちだけが一坪反戦地主会と思われるというだけで、任意の交渉をしないと、先ほど代理人の方からお話がありましたが、それだけで任意の交渉をしないという、これは憲法違反だと思っているんですよ。思想信条の自由に違反するんですね。こういうものだと考えています。これは時代が問題であると、しかしながら、今、先ほど説明がありましたように、それでもなお、一坪反戦地主会でもない人たち、私たちがないと思っている人たちも含めて、勝手に、いわゆる代理で、相続登記を防衛施設局がやった人たちに、その人たちにさえ、私たちに最初にやったような交渉さえしないというんですか、こういう事態になっていると。これは明らかに二重三重の違法な手続きをしているというふうに私たちは理解しております。

そういう意味で、先ほど申しましたが、あらためて 113 名と言ったんですが、113 名以外にも前回2回手続きをしてきておりますから、この2回の手続きを、相続登記を職権でやってきた人たちも含めて、この人たちに対してどのような法的な手続きがされてきたかということを明らかにしてもらいたいということを、これは新たな求釈明として、このことを申し上げておきます。きょうは回答できなければ、あらためて調べて回答してもらいたい。以上です。

○當真会長　　城間さん、若干、確認をしておきたいんですけど、求釈明ということで、次回までにということですけど、これは文書で出されるほうがいいのではないかと思うんですけれども、防衛局もそのほうが答えやすいと思いますので、若干、時間がありますので、具体的にお聞きしたい点、釈明を求める点を文書で出されたらどうですかね。収用委員会のほうに出していただければ、私のほうから防衛局のほうにそれを届けますので、よろしいですか。

まず、お名前をお願いします。

○当山榮(普天間基地土地所有者)　　地主の当山榮といいます。

この反戦地主には訪問して、一坪反戦地主は訪問しないと、これは防衛局が主観的に反戦地主よりも一坪反戦地主が決意が固いと、戦争のために軍用地を貸さないという意味で、そういうふうに僕は聞こえます。そういう意味では反戦地主に対する侮蔑な判断を恣意的に僕はやっているんじゃないのかと。確かに反戦地主の中に契約した人も、過去においています。しかしながら、これは喜んで契約したんじゃないなくて、「あなたが抵抗していると、私

たち契約している地主も迷惑かかりますよ」という形で責められて苦渋に苦渋を重ねて、やむなく契約した人が多いんですよ。その意味で彼らのそういう汚いやり方に対して切り崩されてきたのであって、それは喜んで私たちは戦争のために協力しますというふうにやったわけじゃないというのが圧倒的な数です。

今現在、反戦地主の皆さんは、100十何名かいらっしゃいまして、我々一坪反戦地主の600名ですか、700名とか、宜野湾に関連していえば。誰が意思が強いかと。僕は残った、この反戦地主の皆さんのがむしろ、絶対におれの土地は戦争のために貸せないという決意のほうが強いとみています。それを防衛局は恣意的にそういうふうに区別しているというふうに僕は、彼らの行為から客観的にそうみますけれども、本当にそうなのか答えてほしい。本当に一坪反戦地主のほうが、逆に言いましょうね、一坪反戦地主のほうが戦争のために土地は貸せないと、意思が強いとみてと、そういう判断があるのかどうか明確にしてほしい。僕は違うと思いますけどね。多分、意図は。それをまず確認しないと前に進めませんから、そういう判断ですかということを答えてほしいです。

○當真会長 というご質問ですが、防衛局、どうですか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 一坪反戦地主の方、一坪共有地主の方、それからもともとのいらっしゃる地主の方、私、その思いは変わらないと思います。それはなぜかと申しますと、それなりに沖縄の置かれてきた立場というのはそれぞれわかりますし、その皆さんのが思ひもわかります。だから、そこに違いはないと思います。以上でございます。

○当山榮(普天間基地土地所有者) 今の答弁は、正確な答弁とするのであれば、等しく一坪反戦地主の訪問も記すべきですよね。今の答弁がそのとおりであるとすれば。逆にさつき言ったように強弱があるということであれば、それは差別というふうにみえます。今の答えが全く変わりないとみています。というのであれば、一坪の皆さんにも我々に対してもちゃんと2回、3回訪問すべきじゃないですか。それに対してもう1回答えてください。

○當真会長 防衛局、答えられますか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 今、先ほど城間さんのほうから、求釈明、いわゆる相続された方々、それから第1回目の相続の方々、第2回目の方々、そういう方たちにどういうふうな対応をしたのかということとも絡んでくると思います。その中で局としてもお答えをさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいところであります。

○當真会長　　今の答弁は、地権者の方から文書で釈明が出る予定になっていると、その中でそういう意向も釈明として質問が出るだろうと。それが出て、それについて一緒に答えたいと、そういうことですかね。

○赤嶺邦男代理人(起業者側)　　はい。

○当山榮(普天間基地土地所有者)　　もう1回、今、言ったように、これは議事録にも残っていますから、全く同じ、意思が固いとみているということになると矛盾が生じますよね。要するに、一坪反戦は訪問しないといけない。僕はそんなふうにはみていません。彼らは本当にそうであれば、そのとおりに受け止めますけれども、そうじゃなくて、いわゆる一坪反戦地主会は人数が多いです。かなり多いです。これに対して反戦地主は切り崩されて、今、人数が少なくなっています。この人数の多い一坪反戦地主を一々訪ねて行ったらものすごい労力になるということで、これを省かんがためにあのような理屈を、要するに一坪反戦地主のほうがその運動方針から照らして貸さないという意思が強いんだという。勝手にそういう理屈をつくって、そこに線引きをして、600名あるいは嘉手納を入れると2,000名近いですね。東京にも一坪反戦地主がいる、南米にもいる。従来はそこまで足を運んだんですよ。ところが、それでは労力が大変だというだけで取りやめをしてきたというのが実態だらうと、僕は見ています。

そういう意味で、収用委員の皆さんには土地収用の専門家だと思います。この人は例えば公共用地ですね。道路拡張のときに、普通は道路拡張は公益だからということで、9割ぐらいはみんな同意しますよね。ところが、中には道路拡張は公益にならないと。車が増えるのは自分は反対だと。だから、道路拡張分の申請に対して絶対反対という意思表示をする。じゃ、そういう人に対しては、この人は信念が固いからもう訪問をやめましょうと。やらんでもいいと。こんなふうに皆さんは聞いていますか。収用委員会の実際の土地収用の場合に。そんな恣意的なといいますか、判断はしないと思いますけど。

そういう意味で、僕は彼らの本音は2,000名近い一坪反戦地主を一々訪問していたら、それはもう事務的に大変な労力を要するので訪問しないという理屈を後でつけたんじゃないかというふうに判断しますので、もう一度正確な、さっきの議論を踏まえて、同等に意思が固いということを正直にといいますか、言葉で言っていますので、その検証も含めて今の僕の意見も含めてさらに追及していきたいと思います。

○當真会長　　当山さんでしたね。

ということで、釈明を文書でお願いしたいと思いますので、それに対応して防衛局も回

答をお願いしたいと思います。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) わかりました。

○當真会長 ということで、釈明事項については 11 月 17 日付けの釈明事項はひとつおり。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 関連で、有銘さんが質問があるらしいです。第 3 項です。

○當真会長 3 項ですか。

では、引き続き、第 3 のほうにいきますか。

○有銘政夫(普天間基地土地所有者) 有銘です。

先ほど説明のあった数字的な事実関係については、わかりました。文書の中でそれ以外の、私にとっては非常に重要な事柄があるので説明していただきたいと思います。

その前に、この文書ですけれども、中身にある第 1 回のとき、今、普天間について出たものは平成 20 年 6 月 16 日作成して提出というふうに読んでよろしいでしょうか。それとも、第 1 回の収用委員会のあった 10 月 23 日と読むべきなんですか。それお願いします。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) よろしいでしょうか。

○當真会長 はい。防衛局、どうぞ。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 有銘さん、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、今その理由書の中身についてのご質問なんでしょうか。

○有銘政夫(普天間基地土地所有者) だから、それにはこの日時の関係がわからないと質問のしようがないんですよ。だから、例えばこの普天間の 1 ページの上から 7 行目から「平成 20 年 6 月 16 日、収用委員会に使用の申請及び明渡裁決の申し立てを行ったところです」と。こうありますからね。その日にちが正しいのか、それとも僕らが説明を受けたのは、第 1 回の収用委員会の日ですから、もしその日だったら第 1 回公開審理は去った 10 月 23 日でしたね。

間違っていますか。6 月 3 日? とにかく第 1 回の収用委員会の日と押さえていいんですか。それとも。

○當真会長 有銘さん。今、文書の特定をしたいということですか。

○有銘政夫(普天間基地土地所有者) はい、そうです。

○當真会長 それであれば、収用委員会にも提出されておりますが、普天間関係の申請理由説明書は平成 21 年 6 月 30 日付けで提出されておりますので、それで結構かと思いま

す。

○有銘政夫(普天間基地土地所有者) では、よろしいですね。6月?

○當真会長 30日付けですね。

○有銘政夫(普天間基地土地所有者) 30日ね。わかりました。

この文書の中で僕が非常に気になっている、非常に違っているところが1カ所だけ指摘したいわけです。それを答えてもらいたいわけです。

2ページから3ページにまたがる、2ページの一番下のほう「使用期間」というところですね。「現在、日米両政府とも日米安全保障条約を終了させることは全く考えておらず」次のページ、前の申請理由。

○仲山忠克代理人(土地所有者側) 申請理由、これは4ページですね。

○有銘政夫(普天間基地土地所有者) 僕が持っているのがそうなんだ。

とにかくこの内容は「使用期間」というところです。(3)になっています。提出されたのは4ページだそうです。「現在、日米両政府とも日米安全保障条約を終了させることは全く考えておらず、駐留軍の駐留は今後相当長期間にわたるものと考えられ、その活動基盤である施設及び区域も今後相当長期間にわたり使用されることと考えられます」と書いてあるわけです。

わざわざ普天間は閉鎖と決まっていますよね。あれは、もう期限が過ぎているんです。それでもっと言えば、あれは海兵隊なんです。海兵隊は歴史的経過からしても、60年安保を控えて1957年、1958年ぐらいから関東計画と称されるものの中で、沖縄に移設をしたおかげで沖縄の米軍基地は75%という数字になっているはずなんです。しかも、その当時は沖縄は安保条約の範疇にありません。これは政府のほうで百も承知だはずです。

では、復帰。復帰のときも、その1年前に公用地法ができて継続使用となった暫定的な法律です。それが土地地籍明確化法に変わり、その後は安保条約に基づく問題として、こちらに言われる継続使用がずっと続いている。

私たちから言うなら、38カ年ずっとこのことは訴え続けているわけですから、皆さん勝手にそういうような形をしてもらったら困ります。その経過の中で普天間というのは、危険な基地だと言って、普天間から撤去するということになったんです。という経過がありながら、そして、普天間基地は今度においても、今、皆さんが出している文書の中にもるように、これは返還といつても例えば後始末もあるだろうから、はつきり後始末も言っているわけです。そういう中で8年と出してきた。

こういう中で、なぜ今までなかつたこの安保条約は破棄することはないからということを言ったのか。しかも、政権交代ですよね。今、会長のおっしゃった6月30日というのはまだ政権交代がされていないですよ。そして、「政府は」と書いてありますから、旧政府時代の発想でこれが是とされるのか。新政府のときにもこういったことは調整の上そう考えているのか。これが頭についているわけですから、「ただし、普天間基地は」云々と書いてあるけれども、安保条約を破棄する必要性ないと考えているから返しませんよと言っているんですよ、前段ですね。こういう大前提で普天間の問題をこちらに提起してきている。けしからんと思うんですがね。

私たちは、最初から、これは生産と生活のほうに返してほしいと。撤去だと言っているのに、こういった論議の中で、今どんな説明をしても地権者を納得させることはできないじゃないですか。こんなのを引っ下げて、占領当時のままで。普天間基地は占領ですよ。占領地ですよ。誰も合意していませんよ。地主が合意したどころではなくて、復帰しても何の県民の意思も問わずに一方的に押しつけられたものを、安保条約は破棄するつもりはないからといって押しつけているということは、この文言からはつきりしているわけです。

もう1回言いますよ。しかも普天間は返還が決まった。後始末も含めて提起している中で、何で安保条約を破棄しないからいいんだという文書をこの頭文字につけたのか。これ、今までなかつたことなんですよ。そうしたら、もうその犠牲になれというためにこういうことを押しつけているのか。この文言は誰が考えて、いつ、どこで協議されて出てきたんですか。これ大問題ですからね。今の政権下でもなかつたという感じがしますしね。これはもう少し政治的な意図を持った文書だと見ますから、これについてはきちんと答えていただきたい。答えによっては、これは重要な問題として私たちは今後取り扱わなければならぬと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○當真会長　有銘さんのご質問について、防衛局、回答できますか。

○赤嶺邦男代理人(起業者側)　有銘さん、新政権に変わりまして、その安保体制の意義、それから普天間の移設の問題、大変、総理、防衛大臣からもいろんな政府の新政権において、いろいろとご検討なさっている。その中で、今、我々、特措法の手続きを進めさせていただいているわけでございますが、その考え方なり、というふうな変更はいささかもございません。と申しますのは、何か変更がございましたら、総理や防衛大臣なりがご指示があろうかと思います。今のところは、ご指示はないということでございまして、今、その法の手続きにのっとって、その手続きを進めさせていただいているということでござい

ます。ご理解のほどお願ひいたしたいと。

○當真会長 時間となりました。ちょうど午後4時、予定の時間と……。

○フロア 今の答えじゃないでしょ、会長さん。

○有銘政夫(普天間基地土地所有者) すみません、一言だけ。

いや、冗談じゃないですよ。これは今までにこんな文言、聞いたことないんですよ。普天間基地は安保条約の範疇で、こういうような位置付けがあるからという文言が初めて出てきたんですよ。今までになかったんですよ。もしこれだとしたら基本にかかわりますよ。安保条約は普天間基地が沖縄に置かれたときから、沖縄に安保条約は適用されているんですか。これは基本にかかわる、根幹にかかわる問題ですよ。それを勝手に、しかもこちらにはつきり明記してあるんですよ。「日米両政府は」と書いてあるんですよ。どこの機関で協議し、こういうために普天間基地の継続使用が安保条約に基づいてできるんだという根拠を出してくださいよ。皆さん、これは政治課題を、今、僕らにぶつけているわけですよ。これに答える義務は、もちろん持ってもらわんと困るじゃないですか。

○フロア 実務をやっているんだろう、あんた方は。こういうのは歴史の真実だから長いんだよ。

○赤嶺邦男代理人(起業者側) 米軍は確かに、いろんな復帰前に、占領時代にあちこち基地を建設してまいりました。そして、復帰と同時に安保条約は適用されたわけでございます。だから、そういう意味で、国として安保体制の重要性ということでございます。ちょっと言わせていただきますと、沖縄県、今なお、確かに全国74%の在日米軍施設区域、集中いたしております。その県民の多くが負担を抱えている。その負担の軽減、大変重要な課題であります。こうした条件を踏まえまして、普天間の移設返還、それから海兵隊要員とその家族のグアムへの移転、嘉手納飛行場以南の土地の返還など、米軍再編を進めることとしたところであります。

現在、普天間飛行場の移設につきましては、総理の指示の下、外務省、防衛省において、過去の資料の調査を行っているほか、米側から説明を受けるなど、過去の日米合意等経緯の検証を進めているところと承知をいたしております。いずれにいたしましても、普天間飛行場の移設返還につきましては、地元のご意見を真摯に受け止めつつ、関係閣僚の間で検討が行われ、米側とも十分に意見交換をしながら進められるものと承知をいたしております。以上でございます。

○當真会長 予定の時刻を過ぎておりますので、本日の審理はこれで終了したいと思

ます。釈明事項がまたあれば、引き続き次回のほうでも可能ですので、次回に。

○フロア この件は継続してくださいね。納得できません。

○當真会長 はい。次回もまた釈明ということで求釈明をしていただければ、またその
ようにしたいと思います。

次回の公開審理の日程ですが、平成 22 年、来年の 3 月 26 日、午後 1 時 15 分から 4 時ま
で、会場は今回と同じくこの浦添市てだこホール、市民交流室を予定しております。文書
でも通知が行くと思いますのでよろしくお願ひします。

それでは、本日はお疲れ様でした。

(午後 4 時 5 分 閉会)